第2回令和6年度輸出の裾野拡大支援事業の 企画提案募集に係る質問に対する回答について

番	号	質問事項	回 答
1		参加表明書及び企画提案書は押印欄がないが、社印は不要か。	不要です。 本県では、行政手続の見直し方針(令和2年12月)を策定して押印の見直し等に取り組んでおり、本事業においても、押印を求めないこととしています。
	2	テスト輸出での商品代、国内輸送 費、輸出入通関費、運賃等は、委託費 から支出可能か。	輸出に必要不可欠な経費(商品代、国内輸送費、輸出入通関費、運賃等)は、 委託費から支出できません。 商品や市場環境に応じた最適なスキームを構築して継続取引を確保することを目的とした事業であり、委託期間終了後も、本事業で取り扱った商品等を継続的に輸出していただくことを想定しています。 なお、本事業ではテスト輸出のみの実施は想定していません。
	3	相手国の輸入で必要となる「輸入ライセンス」の取得費用は、委託費から 支出可能か。	上記同様、輸出に必要不可欠な経費は、委託費から支出できません。 なお、輸入ライセンスの取得は、財産 取得に該当するため、委託費で取得した 場合には、当該財産の所有権は静岡県に 帰属することになります。